

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律等のポイント

【改正内容】

沖縄県における駐留軍用地跡地の利用をより効果的に推進するため、給付金制度の拡充、原状回復措置の徹底、駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置、跡地利用協議会の設置等の措置を拡充するとともに、法律の題名を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（通称..跡地利用特措法）」に改正。

2・基本理念の明記

○「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（返還特措法）」から「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に変更。

- 法律の基本理念を新たに規定。
 - ①沖縄の自立的発展及び豊かな

1・法律の題名

【施行期日】

平成24年4月1日

（一部は公布の日）

4・拠点返還地の指定

○従来の大規模跡地及び特定跡地の区分を廃止し、「拠点返還地」に一本化。

- 返還前に内閣総理大臣が拠点返還地（5ha以上）を指定。
- 200ha以上の拠点返還地は、跡地利用推進協議会における協

3・返還実施計画に基づく支障除去措置

○国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還実施計画を定め、当該計画に基づき所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を講ずる。

生活環境の創造のための基盤としての跡地の有効かつ適切な利用の推進。

②国は、国の責任を踏まえ、跡地利用を主体的に推進。

③跡地の返還を受けた所有者等の生活の安定への配慮。

議により国は取組方針を策定することができるることを規定。

○給付金支給終了後の特定跡地給付金・大規模跡地給付金については区分を廃止し、「特定給付金」に一本化。

5. 駐留軍用地への立入りのあつせんに係る国の義務

- あつせんの申請を受けた場合の国によるあつせんを義務化。
- 申請者の求めがあつた場合にあつせんの状況を通知。

6. 駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設

- 返還前に、内閣総理大臣が特定駐留軍用地を指定。
- 地方公共団体又は土地開発公社による特定駐留軍用地内の土地の取得を円滑に進めるための措置を規定。
- ※この制度に基づき土地が買取られる場合の譲渡所得については、5000万円の特別控除の対象となる。

7. 給付金の支給（図1）

本法律に関する詳細については、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（政策調整担当）室までお問い合わせください。
電話：03-13581-9749
(直通)

※この法律は、平成34年3月31日限りで失効

8. 駐留軍用地跡地利用推進協議会

○沖縄担当大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等により構成される跡地利用推進協議会を設置。

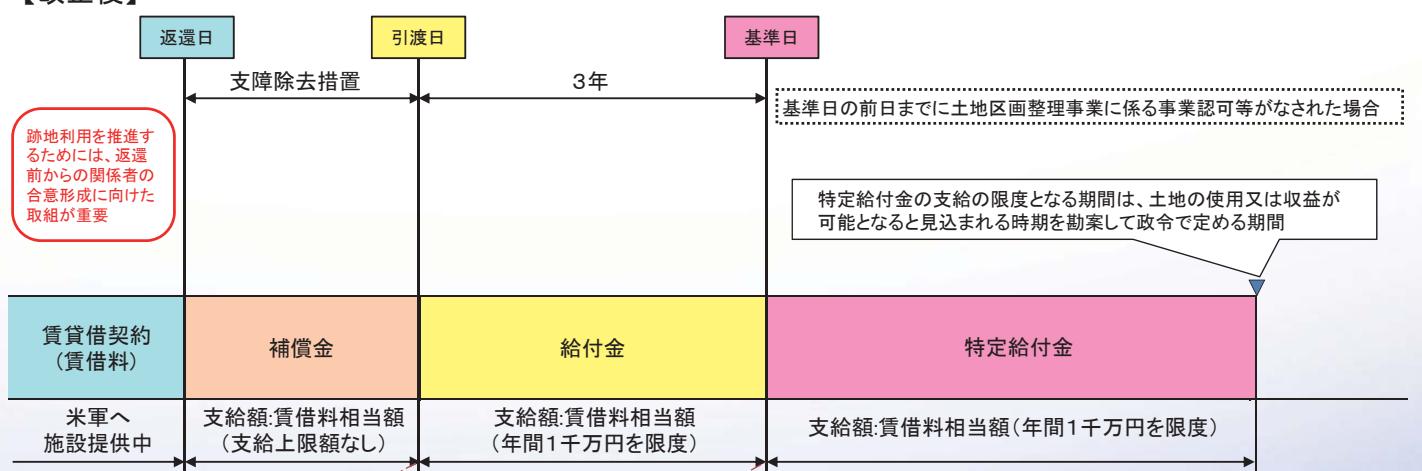
- 給付金支給の始期を、「従来の「返還日の翌日から3年間」」を「引渡日の翌日から3年間」に変更。

改正のポイント

- 給付金の始期を、「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更
- 特定跡地給付金・大規模跡地給付金の区分及び面積要件を廃止し、「特定給付金」に一本化
- 特定給付金の支給の限度となる期間は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間

(図1) 給付金制度の拡充について

【改正後】



【改正前】

